

# 第1章 総 則

## 第1節 目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、三重県知事から指定された指定水防管理団体たる名張市が、法第33条の規定に基づき作成するもので、名張市市域における洪水による水災を警戒・防御し、これによる被害を軽減して、公共の安全を確保するため、水防に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2節 用語の解説

### 1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は、水防事務組合、若しくは水害予防組合をいう。（法第2条）

### 2 指定水防管理団体

県下の水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある団体で、知事が指定したものをいう。（法第4条）

### 3 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は、水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第2条）

### 4 名張市水防管理者

名張市長をいう。（法第2条）

### 5 消防機関の長

名張市消防長をいう。（法第2条）

## 第2章 水防組織

### 第1節 水防本部の設置

- 1 水防管理者は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたときからその危険を除去するまでの間、市に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。
- 2 水防計画にかかる事務局は都市整備部維持管理室に置く。災害対策本部が設置された場合は、名張市地域防災計画に基づき災害対策本部土木建築部として転用活動を行うものとする。
- 3 事務分担する職員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防管理者の指揮を受けるものとする。
- 4 消防団は、水防管理者（名張市長）の指示により河川等の洪水の被害に対する警戒・防御、その他の作業にあたるものとする。

## 第2節 水防倉庫及び資機材等

### 1 水防倉庫及び資機材等

水防倉庫には、水防資機材を常時下記のとおり備蓄しておくものとする。

水防倉庫所在地	名張市箕曲中村（名張市水防倉庫）	
水防倉庫規模	軽量鉄骨造平屋建 亜鉛鉄板葺 30.25㎡	
備蓄資器材一覧表		
土のう袋	3,000枚	
なわ	35巻	
生木	}	200本
丸太		
くい		
鉄線	50kg	
スコップ	50丁	
掛矢	10丁	
のこ	2丁	
かま	10丁	
ツルハシ	10丁	
備中くわ	14丁	
くわ	10丁	
波口	10丁	
なた	1丁	
よき	3丁	
ネットバリケード	30枚	
バリカー（A型）	125枚	
強力ライト	30個	
乾電池（単1）	200個	
点滅灯	30本	
点滅灯用ライト	40個	
カラーコーン	50本	
カラーコーン用ジョイント	5本	
通行止標識	10枚	
水防倉庫所在地	名張市蔵持町里（名張川河川防災ステーション）	
水防倉庫規模	鉄骨造平屋建 亜鉛鉄板葺 100㎡	
備蓄資器材一覧表		
土のう袋	3,000枚	
なわ	30巻	
生木	}	600本
丸太		
くい		
鉄線	50kg	
スコップ	50丁	
掛矢	10丁	

のこ	5丁
かま	10丁
ジョレン	10丁
備中くわ	10丁
くわ	10丁
バンセン切	5個
なた	5丁
よき	5丁
しの	5丁
ネットバリケード	30枚
バリカー（A型）	125枚
強力ライト	30個
乾電池（単1）	200個
点滅灯	30本
点滅灯用ライト	40個
カラーコーン	40本
カラーコーン用ジョイント	10本
通行止標識	10枚
ライフジャケット	20枚
ブルーシート	400枚
水中ポンプ	4台
発電機	4台
投光機	4台
コードリール	5個
台車	5台
一輪車	5台

## 2 水防資材の調達

水防資材確保のため水防資機材取扱業者とあらかじめ契約しておくものとする。

なお、各分団において、状況の急変等により水防本部に要請するいとまがないときは、各分団長は当該地域の業者等により調達するものとする。その場合は、その旨を水防管理者あて報告するものとする。

## 第3節 重要水防区域

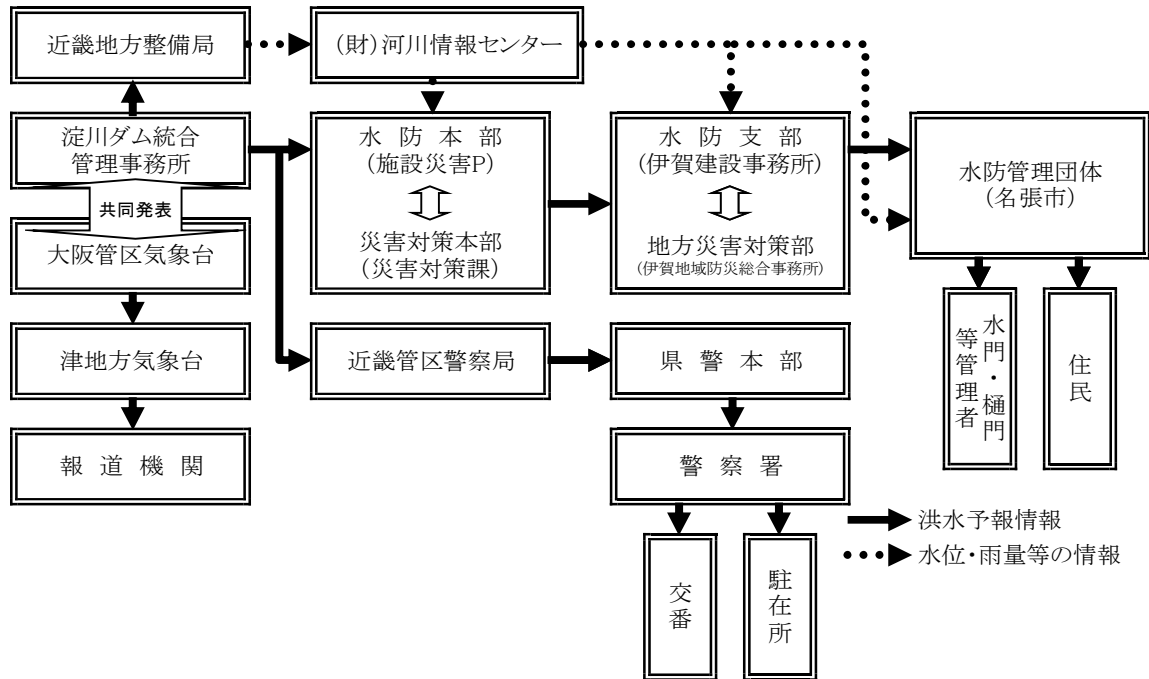
市における国土交通大臣管理区間及び三重県知事管理区間河川の重要水防区域は、市防災計画資料編のとおりとする。

## 第4節 通信連絡系統

### 1 国土交通大臣の指定する河川に関する通信連絡系統

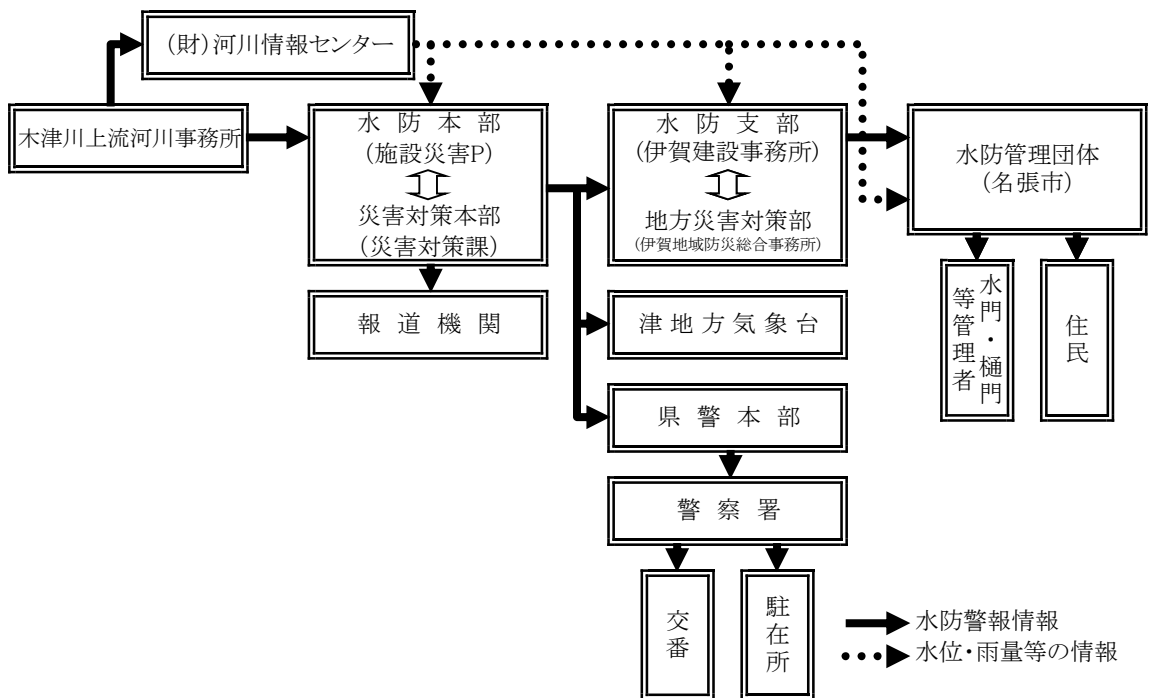
(1) 洪水予報発令時の通信連絡系統図

【淀川水系】



(2) 水防警報及び避難判断水位情報発令時の通信連絡系統図

【淀川水系】



## 第3章 予報及び警報

### 第1節 洪水予報

洪水予報とは、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがある河川について、洪水が発生するおそれがある場合に、気象庁が降水量などの気象を、国土交通省が河川の水位または流量を予測し、水防法及び気象業務法に基づき両者が共同で、水防団、関係行政機関及び放送機関・新聞社などの協力を得て地域住民へ洪水注意報・警報等の洪水に関する情報を発表するものをいう。

水防本部は、この水防予報を受けたときには、必要に応じて水防体制に入るものとする。

#### ①国土交通大臣と気象庁長官が洪水予報を発表する河川及び区域

河川名	実施区域	発表者
名張川	(左岸) 名張市下比奈知松尾 411 番地先から 奈良県山辺郡山添村吉田 1133 番地の 2 地先まで	近畿地方整備局淀川ダム 統合管理事務所 大阪管区気象台
	(右岸) 名張市下比奈知下垣内 1186 番地先から 伊賀市大滝970番地先まで	
宇陀川	(左岸) 奈良県宇陀市室生区大野 1469 番地先から 名張川合流点まで (右岸) 奈良県宇陀市室生区大野 3846 番地先から 名張川合流点まで	

#### ②洪水予報の種類と発表基準

種類		発表基準
区分	標題	
洪水注意報	氾濫注意情報	洪水予報実施区域内の対象観測所の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に達し更に水位の上昇が予想されるとき
洪水警報	氾濫警戒情報	洪水予報実施区域内の対象観測所の水位が、氾濫危険水位(危険水位)を超えることが予想されるとき、又は避難判断水位(特別警戒水位)に達し更に水位の上昇が予想されるとき
	氾濫危険情報	洪水予報実施区域内の対象観測所の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に達したとき
	氾濫発生情報	洪水予報実施区域内で氾濫が発生したとき

#### ③洪水予報発表の対象とする水位観測所(基準地点)

河川名	水位観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位(特別警戒水位)	氾濫危険水位	計画高水位
名張川	名張	木津川合流点より 28.96km	4.50m	6.00m	6.80m	7.60m	7.99m

## 第2節 水防警報

名張川及び宇陀川で洪水により周辺住民に重大な被害が生ずるおそれがある時、木津川上流河川事務所では、市に対して水防活動が必要であることを通知する水防警報を発表する。

水防本部は、この水防警報を受けたときには、必要に応じて水防体制に入るものとする。

### ①国土交通大臣が水防警報を発する河川及び区域

河川名	実施区域	機関名	担当管理団体
名張川	(左岸) 名張市下比奈知松尾 411 番地先から 奈良県山辺郡山添村吉田 1133 番地の 2 地先まで (右岸) 名張市下比奈知下垣内 1186 番地先から 伊賀市大滝970番地先まで	木津川上流 河川事務所	名張市
宇陀川	(左岸) 奈良県宇陀市室生区大野 1469 番地先から 名張川合流点まで (右岸) 奈良県宇陀市室生区大野 3846 番地先から 名張川合流点まで		

### ②水防警報発令の対象とする水位観測所

河川名	水位観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位(特別警戒水位)	氾濫危険水位	計画高水位
名張川	名張	木津川合流点より 28.96km	4.50m	6.00m	6.80m	7.60m	7.99m
宇陀川	安部田	名張川合流点より 3.3 km	2.00m	3.50m	—	—	7.30m

### ③水防警報発令の段階と範囲（近畿地方整備局）

段階	種類	内容	発表時間
第1	待機	消防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。	氾濫注意水位（警戒水位）に達する3時間前
第2	準備	水防資材の点検、水閉門等開閉準備、水防要員招集準備、巡視幹部の出動等に対するもので主として気象情報及び上流の雨量に基づいて行う。	氾濫注意水位（警戒水位）に達する2時間前
第3	出動	消防団員の出動の必要性を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行う。	氾濫注意水位（警戒水位）に達する1時間前
第4	解除	水防活動終了の通知を行う。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下廻り水防活動を終わるとき。
適宜	情報	水防活動上必要となる水位状況等を通知する。	氾濫注意（警戒水位）を上廻ったときから1～3時間おき

### 第3節 雨量の通報

津地方気象台から気象に関する警報の発令があったときは、水防本部は関係機関より雨量報告を収集し、常に気象に関する的確な情報を保有し、水防活動に支障のないようにしなければならない。

(参考) 雨量観測所

①国土交通省関係雨量観測所

河川名	観測所名	種別	所在地		摘要
			市	町	
淀川	名張2	自記 テレ	名張	南町	名張川
淀川	比奈知	自記 テレ	名張	滝之原	名張川
淀川	香落	自記 テレ	名張	青蓮寺	青蓮寺川
淀川	黒田堂ヶ谷	自記 テレ	名張	黒田	宇陀川

②気象庁関係雨量観測所

観測所名	種別	所在地	
		市	町
名張	有線ロボット雨量計	名張	鴻之台1



## 第4章 水防活動

### 第1節 水防巡視等

#### 1 水防巡視

水防管理者及び消防機関の長は、随時区域内の河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、必要な措置を実施する。また、水防警報等の通知を受けたときは、消防長は直ちに消防職員を、水防活動についての情報収集、連絡調整に当らせるものとし、消防団長は直ちに各河川の水防受持区域の消防分団長に対し、団員による河川の警戒巡視を行うよう指示するものとする。

また、河川水位が次の表の通報水位に達した旨の通報があったときは、直ちに消防団長に通知するとともに次項に定める「水防信号」等により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動等に当らせるものとする。

河川名	水位観測所名	位置	通報水位	氾濫注意水位	管理者名
名張川	名張	木津川合流点より 28.96km	4.50 m	6.00 m	木津川上流河川事務所長
宇陀川	安部田	名張川合流点より 3.30km	2.00 m	3.50 m	木津川ダム総合管理所長

#### 2 水防信号

水防信号は、三重県水防信号及び標識に関する規則（昭和24年三重県規則第76号）の規定に基づき次により行うものとする。

信号の種類	発するとき	措置事項
第1信号	河川の水位が警戒水位に達したとき	一般市民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる
第2信号	団長より洪水のおそれがある旨の報告があったとき	各分団員を招集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する
第3信号	堤防が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生したとき	各分団員の外必要により一般市民の出動を求める
第4信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認められたとき	名張警察署に通報し、一般市民を避難場所に誘導する

□水防信号及び標識に関する規則（昭和24年三重県規則第76号）

第1条 水防法（以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づく水防信号は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「第1信号」は、警戒水位に達したことを知らせるもの。
- (2) 「第2信号」は、消防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。
- (3) 「第3信号」は、当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
- (4) 「第4信号」は、必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。
- (5) 「第5信号」は、水位が警戒水位を下り増水のおそれがなくなったとき発するもの。

第2条 水防信号は、別表に定める方法に従い発するものとする。

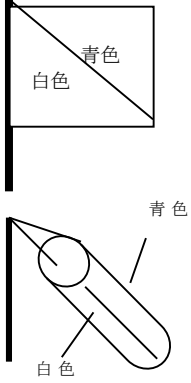
第3条 第1条第1項に規定する「氾濫注意水位」は別表に定めるところによる。

第4条 第1条第4号による標識は別表のとおりとする。

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和24年8月3日から適用する。

別表水防信号

区 分	種 別	警 鐘 信 号	サイレン信号	その他の信号 (氾濫注意水位(警戒水位)信号)
第1号信号	警戒水位 (氾濫注意水位) 信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	約5秒 約5秒 約5秒 ○—休止 ○—休止 ○— 約15秒 約15秒	掲 示 板
第2号信号	水 防 信 号	○ — ○ — ○ ○ — ○ — ○ ○ — ○ — ○	約5秒 約5秒 約5秒 ○—休止 ○—休止 ○— 約6秒 約6秒	警戒水位 (氾濫注意水位) 発令中青地に白
第3号信号	水防管理団体の区域の居住者の出動信号	約10秒 ○—○—○—○—○ ○—○—○—○—○ ○—○—○—○—○	約10秒 約10秒 約10秒 ○—休止 ○—休止 ○— 約5秒 約5秒	 <p>形状、大きさ適宜</p>
第4号信号	避 難 信 号	乱 打	約1分 約1分 ○—休止 ○— 約5秒	
第5号信号	洪水警報 解除信号	○ ○—○ ○ ○—○ 1点と2点の班打		

1. 信号は適宜の時間継続をすること。  
必要があれば警鐘信号及びサイレン信号と併用することを妨げない。

## 第2節 消防機関の活動

洪水に際し、水害を警戒し、及びこれに因る被害を軽減し、もって、公共の安全を保持するため、水防法（昭和24年法律第193号）第16条の3の規定による水防警報を受けたときから洪水による危険が除去するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

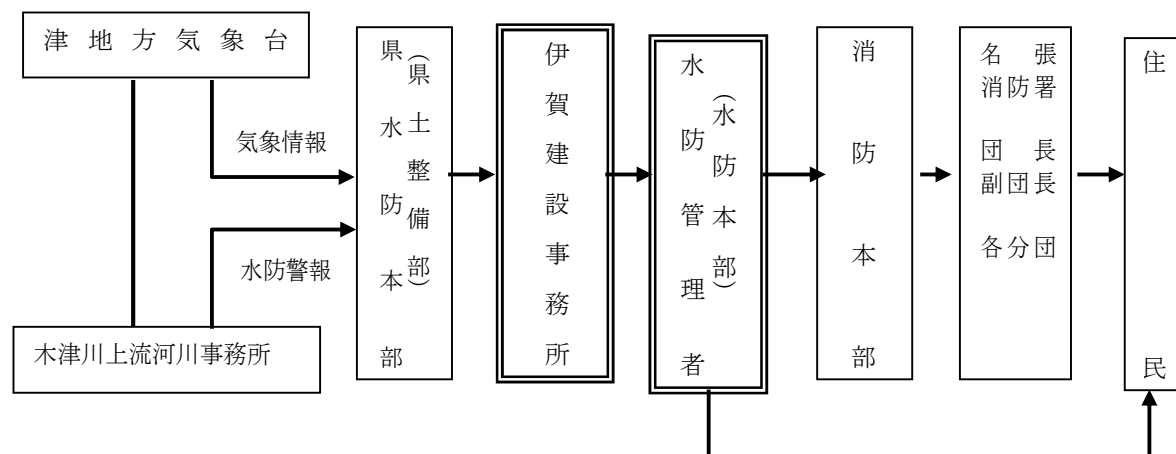
### 1 水防受持区域

	分団名	分団詰所	総括者	団員数	担当箇所並びに河川名	
					河川名	区 域
消防団長 副団長2	市街地分団	市街地分団 第1部ポンプ庫	市街地 分団長	36名	名張川	(1) 名張川おきつも大橋から下流鍛冶町新町の境までの右岸 (2) 鍛冶町新町の境から下流南町朝日町の境までの右岸 (3) 南町朝日町の境から東町蔵持町里の境までの右岸 (4) 行政機関水路全域
	蔵持分団	梅が丘市民センター 原出コミュニティセンター 桔梗が丘市民センター	蔵持 分団長	65名	名張川 シャックリ川	(1) 大屋戸から下流夏秋薦生に至る流域左岸 (2) 東町里境より里シャックリ川合流点までの右岸堤防 (3) 里地内から名張川合流地点まで
	薦原分団	西田原公民館 薦生公民館	薦原 分団長	50名	小波田川 名張川	(1) 小波田川西田原地内より下流名張川合流点までの小波田川堤防 (2) 名張川薦生地内全域
	美旗分団	新田公民館	美旗 分団長	50名	小波田川	(1) 小波田川上流滝之原境界から下流東田原地内まで
	比奈知分団	下比奈知区 集会所	比奈知 分団長	55名	名張川 小波田川 花瀬川	(1) 国津境界点から下流下比奈知地内まで (2) 小波田川上流滝之原上出小場から下流小波田境界点まで (3) 花瀬川上流奈垣境界から名張川合流点まで
	錦生分団	錦生市民センター	錦生 分団長	60名	阿清水川 宇陀川 名張川	(1) 三重奈良県境から下流宇陀川合流点まで (2) 三重奈良県境から下流滝川合流点まで (3) 滝川合流点から下流名張大橋を経て山麓までの左岸
	赤目分団	赤目市民センター	赤目 分団長	50名	滝川 宇陀川	(1) 赤目滝溪谷及び下流宇陀川合流点まで (2) 滝川と宇陀川合流点から下流釜石川合流点までの右岸
	箕曲分団	箕曲市民センター	箕曲 分団長	65名	名張川 青蓮寺川 釜石川 宇陀川	(1) 下比奈知夏見境界から下流おきつも大橋までの左右岸 (2) おきつも大橋から下流新町橋までの左岸 (3) 曾爾村境から名張川合流点まで (4) 釜石川左右岸 (5) 釜石川合流点から右岸黒田橋まで
	国津分団	長瀬ポンプ庫 布生上出集会所	国津 分団長	46名	名張川 百々川 (利根川) 折戸川	(1) 美杉村境から下流上比奈知の境界点まで (2) 百々地内から折戸川合流点まで (3) 折戸川流域布生から青蓮寺湖

※ 団長は、必要に応じ他の分団の水防作業を応援せしめることがあるものとする。

## 2 水防に関する連絡系統図

気象情報及び水防警報



## 3 河川、堤防の巡視等

(1) 団長は、洪水予報の通知を受けたときは、各分団長に随時河川堤防の巡視をさせて、その結果報告を受け、直ちに状況等を水防管理者に報告するものとする。

なお、水位が氾濫注意水位に達したときは、水防信号及び標識に関する規則に定める第1信号等（以下「第何信号」という）により住民に周知するものとする。

(2) 団長は、河川の水位が氾濫注意水位に達したときは、常時河川、堤防を巡視し、洪水のおそれを察知したときは、直ちにその状況を水防管理者に報告するとともに、第2信号等により、団員を招集し、水防作業に当らせ、その旨を水防管理者に報告するものとする。

(3) 団長は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生し、水防のため地域内住民の出動を求めるときは、直ちに第3信号等により、その旨を水防管理者に報告するものとする。

(4) 団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域内住民の避難立退きを必要と認めるときは、水防管理者の指示を受け、第4信号等により、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を水防管理者に報告するものとする。なお、避難のための立退計画は次のとおりとする。

河川名	立退区域名	立退先	河川名	立退区域名	立退先
名張川	鍛冶町、榑町、上本町、丸之内、平尾、本町、新町、中町、南町、朝日町、木屋町、元町、豊後町、上八町、東町、柳原町、松崎町	名張中学校 名張小学校 名張市民センター 名張市保健センター 名張高等学校	名張川	夏見、瀬古口	勤労者福祉会館 箕曲小学校
			名張川	長瀬	長瀬体育館
			名張川	大屋戸、松原町、夏秋	梅が丘小学校
宇陀川	箕曲中村	箕曲小学校	名張川	蔵持	蔵持小学校 蔵持市民センター
宇陀川	黒田、安部田	旧錦生体育館			
滝川	赤目町	錦生赤目小学校 一ノ井市民センター	名張川	薦生	薦原小学校 薦原市民センター

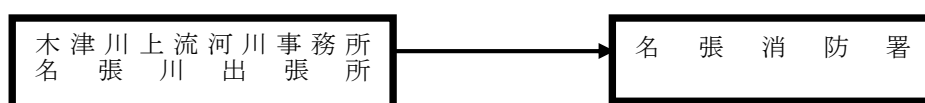
#### 4 名張川排水樋門の操作等

(1) 名張川排水樋門は、名張川の洪水により瀬古口、夏見地区への逆流を防止し又は瀬古口、夏見地区の水位を下げ、もって災害の発生を防止することを目的とし、緊急を要する場合を除き、木津川上流河川事務所長の要請により、下記の樋門の操作に当たるものとする。

- 一、瀬古口排水第一樋門
- 二、瀬古口排水第二樋門
- 三、瀬古口排水第三樋門

(2) 樋門の操作については、水門等操作員就業規則に基づき消防職員が操作するものとし、操作員の配置については別に定める。

(3) 樋門操作連絡系統図



#### 5 水防活動報告書

各分団長は、水防活動終了後2日以内に水防管理者に報告しなければならない。

※報告様式（市防災計画資料編参照）

## 第5章 公用負担

### 第1節 公用負担権限

水防管理者及び消防長は、法第28条の規定により水防現場において次の権限を行使することができる。

- 1 必要な上地の一時使用
- 2 上石、竹木その他の資材の使用・収用
- 3 車その他の運搬具又は器具の使用
- 4 工作物その他の障害物の処分

### 第2節 負担権限証明書等

公用負担権限について委任を受けた者は、つぎに示す証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示しなければならない。

公 用 負 担 命 令 権 限 書		
何 某		
上記の者は、〇〇区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。		
年	月	日
名張市長		印

公用負担命令票		
目的地 負担の内容	種類 使用、収用、	員数
年	月	日
名張市長		印